

目 次

公平委員会規則

ページ

- 1 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則・ 1

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 堀 川 徹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 1 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 の項を次のように改める。

4 佐 渡 市

機 関	職
議会事務局	局 長
長 部 局	総合政策監、課長、主幹
	福祉事務所長 総務課の課長補佐、人事係長、人事係の調査員及び秘書係長 行政改革課の課長補佐、行政評価係長及び行革推進係長 財務課の課長補佐及び予算係長
	会計管理者
教育委員会事務局	教育長、課長、主幹、管理主事
選挙管理委員会事務局	局 長
監査委員会事務局	局 長
農業委員会事務局	局 長
支 所	支所長、課長
出 張 所	センター長

特定施設	施設長（高齢福祉課の管理に属する特定施設に限る。）、介護老人保健施設すこやか両津の事務長
教育委員会 事務所	事務局長
佐渡中央 文化会館	館長
小学校	校長、教頭
中学校	校長、教頭

附 則

この規則は、公布の日から施行する。